

## 議第2号 特定生産緑地の指定について

生産緑地法第10条の2の規定により、次のとおり特定生産緑地の指定を行う。

### 1 指定内訳

指定面積：1. 20ha

(令和4年12月8日に申出基準日を迎える生産緑地16.13haのうち約7.4%)

指定地区数：8地区

指定筆数：16筆

※ 参考（令和4年8月時点）

埼玉県内の平均指定意向は、約88%（面積比）

全国の平均指定意向は、約89%（面積比）

### 2 指定の詳細

別添の「特定生産緑地指定一覧表」及び「特定生産緑地指定図」を参照